

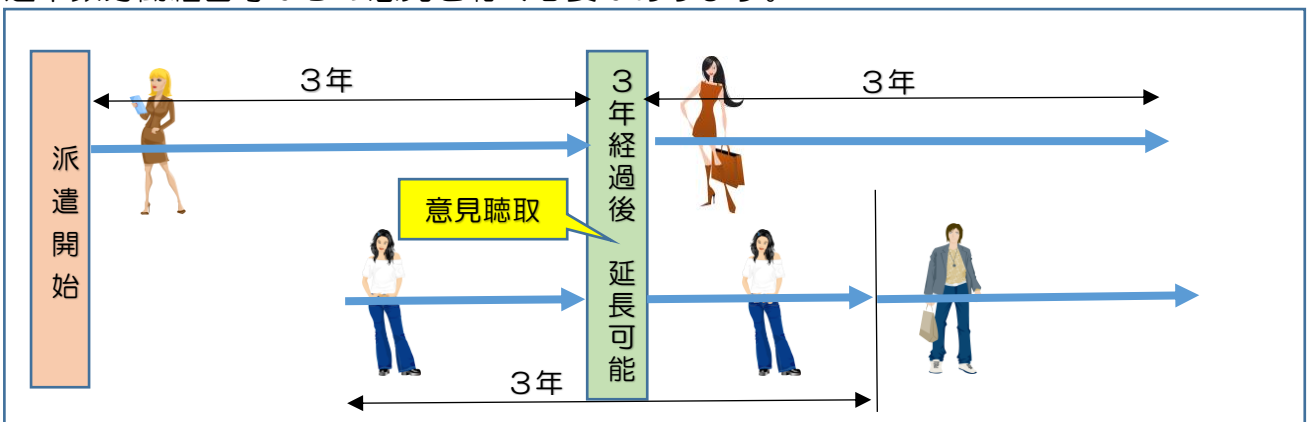
平成 27 年労働者派遣法の改正から、平成 30 年 9 月 30 日で 3 年が経過します

平成 27 年の労働者派遣法の改正から、平成 30 年 9 月 30 日で 3 年が経過します。施行後 3 年を迎えるにあたり、労働者派遣の受入れが適正に行われるよう、あらためて次の点について確認をお願いします。

改正前の、いわゆる「26 業務（ソフトウェア開発、秘書、添乗等）」への労働者派遣には期間制限を設けない仕組みが見直され、施行日以後に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣には、すべての業務で、次の 2 つの期間制限が適用されます。

1. 派遣先の「事業所単位」の期間制限

派遣先の同一事業所に対し派遣できる期間（派遣可能期間）は、原則、3 年が限度となります。派遣先が 3 年を超えて派遣を受け入れようとする場合は、派遣先の事業所の過半数労働組合等からの意見を聴く必要があります。



2. 派遣労働者の「個人単位」の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一組織単位に対し派遣できる期間は、3 年が限度となります。

組織単位を変えれば、同一の事業所に、引き続き同一の派遣労働者を（3 年を限度として）派遣することができますが、事業所単位の期間制限による派遣可能期間が延長されていることが前提となります。（この場合でも、派遣先は同一の派遣労働者を指名するなどの特定目的行為を行わないようにする必要があります。）

また、派遣労働者の従事する業務が変わっても、同一の組織単位内である場合は、派遣期間は通算されます。

